

きさらづ市民ネットワーク 市議会議員



# 田中のりこの議会速報



facebook

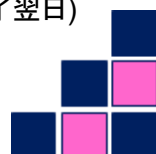


HP



ブログ

- 発行 2019年12月19日(議会終了翌日)
- きさらづ市民ネットワーク
- 住所 木更津市八幡台 3-4-8
- TEL FAX 0438-36-0677
- Mail [tanaka-noriko@live.jp](mailto:tanaka-noriko@live.jp)




## 議会では2つの意見書が発議された

### 「オスプレイ暫定配備の意見書」(10項目)

- ・暫定配備期間5年を、努力目標とする
- ・協議会を設置(防衛省、各自衛隊、行政、議会、基地周辺自治会、漁業関係者の代表など)



#### 他8項目

<p><b>可決</b></p> <p><b>意見書</b></p> <p>発議提出者 永原利浩</p> <p>賛成者 斎藤高根 平野卓義 竹内伸江 石井徳亮 石川富美代</p>	<p><b>暫定配備5年は延長の可能性大</b></p> <p>佐賀県への行政視察では「今は、公害防止協定を見直して、自衛隊と共用したいという説明を防衛省が行い、県も同行している。有明海漁協にある15の支所中、12支所で、防衛省の説明会を行ったものの、3支所(南川副、早津江、大詫間)は未実施。県と漁協で、公害防止協定の見直しの合意、次は県と市で、公害防止協定の見直し、その後、防衛省と地権者との話。いつまでと、地権者との話し合いを区切ることは相手があることでできない。国防のこともあるが、県だけの考えで進められない。」これが、佐賀県の答えでした。</p>	<p><b>5年の努力目標 協議会で話し合い</b></p> <p>努力目標とは、なんの拘束力もなく、恒久的になりかねません。協議会は、暫定配備延長の相談の場を公に設けるだけです。</p> <p>◆田中の見解◆ 暫定配備5年の意見書を提出することによって、なぜ、暫定配備を5年としたのか、今度は、議会が市民への説明責任を負うこととなります。田中は、その答えが見い出せません。よって、この意見書案に反対しました。</p> 
---	--	---

### ▼否決された意見書の全文を紹介します▼

<p><b>否決</b></p> <p><b>意見書</b></p> <p>発議提出者 高橋てる子</p> <p>賛成者 鈴木秀子 田中紀子</p>	<p>先の台風15号など一連の台風被害では、防衛省並びに自衛隊の皆さまには、多大な災害支援をいただき感謝申し上げます。</p> <p>さて、本市議会は、本年5月24日、貴省が導入する陸上自衛隊オスプレイを木更津駐屯地に暫定配備する計画を受け、住民説明会と市と貴省との文書による質疑を見守ってきました。その結果、本市議会としては、貴省の計画について「多くの市民が暫定期間を明らかにしなければ恒久配備になると懸念している」とする市、市長の見解と全く同じであります。</p> <p>さらに、本市の市長は、「配備計画に協力できるか、期間が明らかにしなければ判断できない」と答えています。その上で「仮に協力する場合は、暫定期間を明らかにし、必要な確認事項について、合意文</p>	<p>書の必要がある」との考えを示されました。</p> <p>貴省は、本市と本市議会への説明で「暫定配備期間の目安を検討する」と回答しており、本市議会としては、期間の目安と目安の根拠を早期にお示しいただけるよう要望します。下記の2点の意見について十分に配慮し、対応してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 暫定配備期間を明示すること</li> <li>2. 必要な確認事項について市と合意文書を作成すること</li> </ol> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>令和元年 12月18日 防衛大臣 宛て</p> <p style="text-align: right;">木更津市議会議長名</p>
--	--	---



## 12月議会 田中のりこの質問 ダイジェスト

**対高  
策潮**

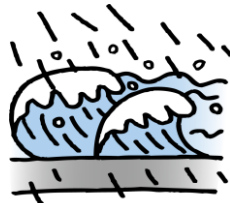
### 高潮対策はこれから!

千葉県は、高潮ハザードマップ(高潮浸水深)を、昨年11月に作成していた。しかし、千葉県は各市町村にどう伝えていたのか不明だ。高潮の警戒が必要だった台風19号のあとに、田中は気づき、木更津市に伝え、高潮ハザードマップを木更津市のHPに公開した。たとえば、木更津駅西口(港口)のさかさためき像前の道路は、津波の浸水深は50cm未満だが、高潮では1.6mを超え、避難の方法が全く変わる。▶配慮が必要な人が利用する社会福祉施設は、具体的にどんな施設かは市町村で決める。他市は学童保育やデイサービス、放課後等デイサービスも指定。木更津市の主な指定は老人ホームや保育園。今後は? 市→関係課と再度検討し、防災計画を見直す。

▶配慮が必要な人が利用する施設(要配慮者利用施設)と指定されたら、避難計画作成と避難訓練実施が義務。避難計画をまだ作っていない施設を公表できるが、木更津市は?

市→現在のところ、公表していない。

◆田中の見解◆埼玉県の高齢者施設は、洪水で浸水しても、全員避難できた。木更津市も想定内の避難行動ができるか、まず、高潮ハザードマップの周知がキーポイントだ。



高潮注意

### 来年度から変わる 非正規雇用の木更津市職員

**改処  
善遇**

▶働き方改革で国の制度が変わった。2.6か月分の期末手当を支給するかわりに、給料(報酬)を減らした自治体もあるが、木更津市は? 市→現状の給料(報酬)は減らさず、期末手当も支給することになる。

▶各相談員やALT(外国語指導助手)、スクールサポートティーチャー、市税等徴収指導員などは特別職非常勤職員だ。国は、特別職非常勤職員の課題として、守秘義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限など公共の利益保持に必要な諸制約がないことを挙げているが、今後の処遇は?

市→新制度になると、一般職員と同様の守秘義務や信用失墜行為の禁止の規定が適用、懲戒処分の対象にもなる。フルタイム会計年度任用職員は、営利企業等への従事制限がある。育休や、人事委員会への措置要求、審査請求等ができるようになる。



現在	職種	来年度から
特別職 非常勤職員	教育委員会委員 選挙管理委員会委員 学校医 各審議会委員 各相談員 他	特別職 非常勤職員
一般職 非常勤職員	事務補助 保育士 用務員 他	会計年度任用職員 パートタイム フルタイム
臨時的 任用職員	事務補助 育休代替 病休代替	職員の欠員で 緊急の場合のみ

◆田中の見解◆ 木更津市は独自に、特別職非常勤職員の「勤務条件明示書」に、守秘義務や信用失墜行為の禁止などを示さないよう記載していた。新制度になることで、より明確になることは評価したい。

### 災害ごみの処理費 7億4217万4千円

**復災  
旧書**

公共施設や道路なども補修など多くあったが、「解体撤去された損壊家屋や農業用災害ごみの処理費」に着目してみた。

台風15号による 災害ごみ処理費	計	内訳(単位 千円)			
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源
専決処分	50,873				50,873
12月補正予算	691,301	371,086			320,215
計	742,174	371,086	0	0	371,088

まず、緊急を要するので、木更津市はすぐに5087万3千円で災害ごみを処理した。議会最終日には、現時点での災害ごみ処理費の1/2を国が負担することになった。また、国庫支出金の他に、特別交付税3億5253万3千円。これは、木更津市の一般財源となるので、結果的に、ほぼ国負担の処理となった。

他の災害復旧などには、起債(借金をする)はできても、災害ごみ処理には起債できない。取り急ぎ、財政調整基金(いわゆる貯金)でまかなう。

12月議会終了時点で、災害関連費用全体で、財政調整基金から6億7千万円を取り崩した。

### ●▲■ お知らせ伝言板 ●▲■

TEL 070-2172-8480

#### ▶講座 近代史を学ぶ 大人の学校「昭和の開幕」

1月9日(木) 14:00~15:50

講師 栗原克榮先生

市民総合福祉会館 資料代 100円

#### ▶職員が講師の出前講座 No.3

講座「空き家ウォッチング とても身近な空き家」

日程 2月7日(金) 13:30~15:30

場所 波岡公民館 学習室 参加費無料

講師 都市整備部職員

【あとかぎ】市営住宅の入居決定者は、今まで「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人」の署名が必要だった■議会で条例改正し、来年4月から新規入居決定者は「市長が適当と認める連絡先となるもの」に変更■県営住宅は連帯保証人だったので県議会でも変更の議案。セーフティネットの壁も高かったと改めて実感。(のりこ)

